

立川市地域活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう共に助け合い支え合う活動を推進するため、地域住民及び高齢者を中心とした団体（以下「団体」という。）が行う高齢者の居場所づくりを目的とした事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部を補助することについて立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に該当するものとする。ただし、市長が適当と認めたものは、この限りでない。

- (1) 市内に所在するものであること。
- (2) 団体の構成員のうち3人以上が市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (3) 過去においてこの要綱による補助金を3回以上交付されたものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、団体又は当該団体の運営に携わる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当するもの
- (2) 同一世帯に属する者のみで構成されるもの
- (3) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 65歳以上の市民が参加していること。
- (2) 市内において団体の活動を原則として週1回以上で、1回当たり1時間以上実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) その他市長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体の活動に要する運営費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師等謝礼）
- (2) 需用費（消耗品費及び印刷製本費）
- (3) 役務費（通信運搬費及び保険料）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) その他市長が適当と認める経費

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、1月につき、10,000円と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に100分の50を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助金は、概算払により支出するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業参加者名簿
- (3) 収支予算書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 申請書の提出を受けたときは、審査のうえ可否を決定し、地域活動支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体は、地域活動支援事業補助金交付請求書（第4号様式）により請求をするものとする。

2 前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整理保管)

第9条 交付決定を受けた団体は、補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、領収書

その他関係書類を備え、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた団体は、事業が終了したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに地域活動支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して実績を報告するものとする。

- (1) 収支決算書（第6号様式）
- (2) 執行状況報告書
- (3) その他市長が必要があると認めた書類

(補助金額の確定)

第11条 前条の規定による報告があったときは、その内容を調査し、補助金の額を確定するとともに、地域活動支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金をその交付決定に係る用途以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の提出)

第14条 補助金の執行について必要があると認めるときは、団体に対し、帳簿、領収書その他関係書類の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。